



平成 30 年 5 月 25 日

福島地方気象台

大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準を、 より適切な値に変更します

福島県内の一部市町村の大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準を、近年の大雨災害との関連から、より適切な値となるよう見直しを行いました。

新しい発表基準は平成 30 年 5 月 30 日（水）13 時から適用します。

昨年 7 月から新たな指標を導入し運用を開始した大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準について、近年の大雨等の災害データを追加した上で改めて調査検証を行い、より適切な値となるよう見直しました。

この結果、福島県内の一部市町村の大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準を以下のとおり変更します。

また、大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布についても今回の変更を反映し、より適切な判定結果とすることで、市町村が発令する避難情報の対象地域の絞込みを的確に支援できるよう改善します。

- 1 変更日時 平成 30 年 5 月 30 日（水）13 時
- 2 発表基準を変更する市町村
 - 大雨警報（浸水害）・注意報
福島市、古殿町、広野町、川内村、葛尾村、いわき市、西会津町
 - 洪水警報・注意報
白河市
- 3 発表基準（5 月 30 日 13 時以降に以下を参照してください。）
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/fukushima.html>

【参考】

福島県の気象警報・注意報	https://www.jma.go.jp/jp/warn/313.html
大雨警報（浸水害）の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html
洪水警報の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

問合せ先：福島地方気象台 担当 防災気象官 高橋
電話 024-534-0321